

# 一般社団法人日本発達心理学会 国際奨励賞選考規則

2018年3月22日 制定

(目的)

第1条 「国際奨励賞選考委員会規程」第4条に基づく選考業務は、この規則の定めるところによる。

(対象)

第2条 選考の対象は、締め切り日までに郵送およびメールで応募してきた自薦・他薦の会員（以下、「応募者」という）とする。

2 同一会員に対して重ねて授与することはしない。

(方法)

第3条 応募者の英文国際誌掲載論文等について、次の3つの観点から総合的に評価する。

(1) 論文の出版年または近傍年の「掲載誌のインパクトファクター」の合計値（応募者が用意）

(2) 代表的研究業績となる論文3編（応募者が用意）に対する評価

(3) 研究成果の発達心理学への貢献度の評価

2 国際奨励賞選考委員会は、受賞候補者を決定し理事会に諮る。その年度は受賞者なしと決定してもよい。

(改定)

第4条 この規則の改定は、理事会で審議し、社員総会の承認を得るものとする。